令和８年（フ）第２４０号
三重県亀山市関町富士ハイツ998番地54、前住所大阪府守口市河原町12番７－311号
債務者　斉藤　あかね
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２７０号
三重県桑名市大字大福292番地　グループホームふわり、前住所三重県桑名市大字下深谷部4684番地
債務者　大杉　勝美
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第２６０号
滋賀県栗東市上砥山3137番地
債務者　井上　智恵
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２７０号
滋賀県草津市東矢倉二丁目２番５－105号　クレット・ドールＹ２
債務者　河野　恭崇
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２８４号
滋賀県高島市新旭町安井川552番地８
債務者　村井　　歩（旧姓三九）
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３２４号
滋賀県湖南市菩提寺東四丁目３番４号
債務者　酒井　温子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３２７号
大津市稲津二丁目３番12号
債務者　樋口　麗花
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３３８号
大津市伊香立向在地町370番地の11
債務者　宮下久美子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３５０号
京都市伏見区淀際目町225番地26
債務者　伊東　陽香
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３７１号
住居所不明、住民票上の住所滋賀県栗東市安養寺七丁目７番36－102号　セジュール赤井Ａ
債務者　小松　吉勝
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３８２号
大津市大将軍一丁目16番８号　プレジールマエダⅠ　102
債務者　森沢ケイタこと　モリサワ　トジマーロン　ケイタ
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３８３号
大津市長等三丁目２番17－605号
債務者　茂森絵梨花
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３８８号
滋賀県守山市水保町2892番地２　琵琶湖プラザ1301号
債務者　武村富志美
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３９１号
滋賀県守山市二町町30番地の31
債務者　蓑田　　愛
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４１８号
滋賀県草津市笠山四丁目３番５－102号　ウィングヒルズ笠山
債務者　奥井隆代司
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５１６号
兵庫県姫路市花田町勅旨339番地
債務者　喜多　令乃
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第１５５号
鳥取県米子市新開３丁目３番20号　301号、旧住所鳥取県米子市皆生温泉４丁目18番45号
債務者　佐藤　正人
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
鳥取地方裁判所米子支部